

4 法規制の状況

南部丘陵は市街化調整区域であり、そのうち大半が農業振興地域に指定され、長峰・鉢ヶ峯を中心にほ場整備が行われている。

南部丘陵には、公有地として堺公園墓地、堺自然ふれあいの森、フォレストガーデン、ハーベットの丘（一部民有地）が整備されており、市民活動が楽しめる場となっている。

南部丘陵の市境付近の樹林地（ゴルフ場除く）は特に法規制等が適用されていない。

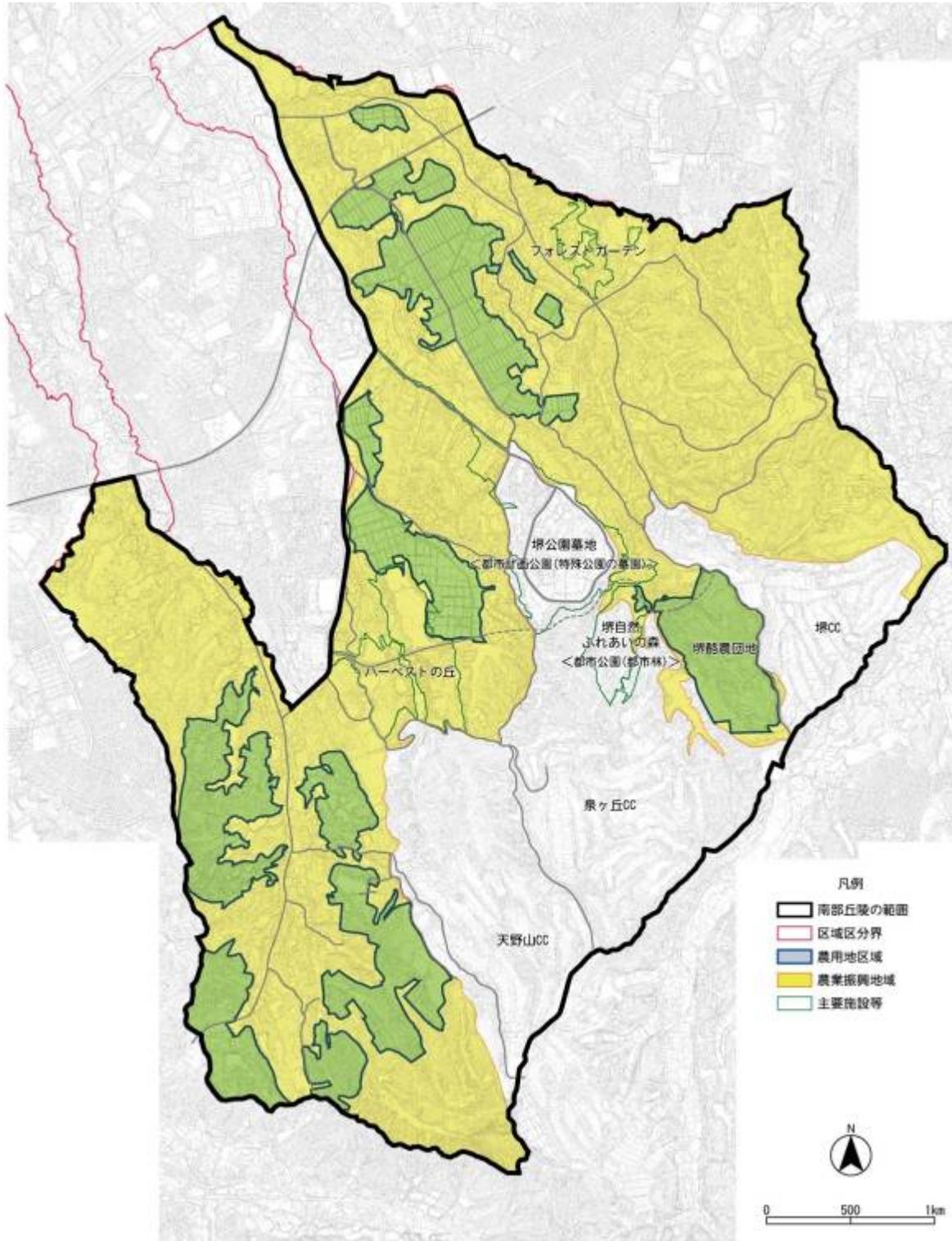


図 3.4.1 南部丘陵の土地に係る法規制の状況図